申請の際にお持ちいただくもの

診断書の有効期間は,

診断書作成日から3ヶ月以内です。

診断書が作成できましたら, 早めに

申請手続きをお願いします。

【自立支援医療のみを申請する場合】

- ① 自立支援医療費用診断書(主治医に記載してもらうもの)
- ② 自立支援医療費 (精神通院) 支給認定申請書
- ③ 本人の保険証(写しでも可)
- ④ ハンコ
- ⑤ マイナンバーが分かる書類(個人番号カード,通知)

【精神障害者保健福祉手帳のみを申請する場合】

① 精神障害者保健福祉手帳用診断書(主治医に記載してもらうもの) もしくは年金証書(振込通知書も可)(**精神障害を事由に障害年金を受給している方**のみ)

※保険証の被保険者が市外在住の場合、マイナンバー確認書類は必ずお持ちください。

- ② 精神障害者保健福祉手帳用申請書
- ③ 写真 (一年以内に撮影されたもので、サイズは縦4cm×横3cm):1枚
- ④ ハンコ
- ⑤ マイナンバーが分かる書類(個人番号カード,通知など)
- ※施設入所等により住民票が市外にある場合、マイナンバー確認書類は必ずお持ちください。

【自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳の両方を同時に申請する場合】

- ① 精神障害者保健福祉手帳用診断書(主治医に記載してもらうもの)
- ② 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書
- ③ 精神障害者保健福祉手帳用申請書
- ④ 保険証 (写しでも可)
- ⑤ 写真(一年以内に撮影,着帽不可。サイズは縦4cm×横3cm):1枚
- ⑥ ハンコ
- (7) マイナンバーが分かる書類(個人番号カード,通知)
- ※保険証の被保険者が市外在住の場合、マイナンバー確認書類は必ずお持ちください。
- ※自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳の両方を同時に申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳用診断書一部で申請することが可能です(この場合、自立支援医療費用診断書は不要です)。
- ※精神障害者保健福祉手帳用診断書については、5000円を上限に、診断書料の助成があります (同時申請の場合を含む)。申請には、診断書料の領収書、振込先口座が分かるもの、ハンコが 必要です(自立支援医療費用診断書の診断書については、助成はありません)。

既に受給者証や手帳をお持ちの方は、 手続きの際に内容を確認しますので、 お持ちください。

お問合わせ先

土浦市役所障害福祉課 障害福祉係 029-826-1111 内線2470